

令和3年1月14日

上久下小学校保護者 様

丹波市立上久下小学校
校長 中 澤 正 樹

学校関係者に新型コロナウイルス感染等が判明した場合の対応について

本日、兵庫県にも緊急事態宣言が出され、新型コロナウイルスをめぐる状況は、さらに予断を許さない状況になっています。上久下小学校としても、引き続き、感染防止対策には万全を期して取り組んでまいります。

さて、標記のことについて、昨年12月に丹波市教育委員会から通知がありました。本校におきましても、この通知に基づき、丹波市教育委員会や丹波健康福祉事務所等の指導のもと、学校医等と協議のうえ下記のように対応します。

また、文部科学省から1月5日に、「学校の臨時休業」については、もし必要な局面になったとしても、学級や学年単位など、必要最小限の範囲での休業にとどめるという方針が出されました。このことも踏まえ、関係機関と相談の上、対応をします。

つきましては、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、学校関係者とは、児童及び教職員のことを指します。

記

1 学校関係者に感染が確認された場合

(1) 全校の児童・保護者への対応

- ア 「学校安心メール」にて、全保護者に緊急メールを配信します。
- イ 児童を直ちに下校させます。
 - ・感染リスクを避けるため、給食は食わずに下校させる場合があります。

(2) 児童の感染が判明した場合

- ア 当該児童を「出席停止」とします。
- イ 期間については、医療機関、ないし健康福祉事務所の判断に基づき「治癒するまで」とします。

(3) 臨時休業の判断

- ア 丹波市教育委員会が、健康福祉事務所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部、または一部の臨時休業の可否を判断します。
- イ 臨時休業を実施する場合は、メール等でお知らせします。

(4) 臨時休業中における学校の対応

- ア PCR検査
- イ 校内消毒
- ウ 電話連絡、メール等による児童の健康観察
- エ 学習プリントやオンライン等による学習保障
- オ 児童の心のケア

2 学校関係者が濃厚接触者として特定された場合

【学校関係者とは、児童及び教職員のことを指します】

(1) 児童が濃厚接触者に特定された場合

- ア 当該児童を「出席停止」とします。
- イ 出席停止期間について
 - ・PCR検査の結果が「陽性の場合」は、上記の1(2)と同様に、医療機関ないし健康福祉事務所の判断に基づき「治癒するまで」とします。
 - ・PCR検査の結果が「陰性の場合」は、「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間」とします。

(2) 児童の同居の家族等が「感染者の濃厚接触者」として特定された場合

- ・PCR検査の結果によっては、当該児童が濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合においては、感染拡大防止のため、PCR検査の結果が判明するまでの間は「出席停止」とします。

(3) 教職員に感染が判明又は濃厚接触者に特定された場合

- ・出勤させない。期間については、上記の2(1)イと同様とします。

3 その他

(1) 感染もしくは濃厚接触者の疑いや症状に不安がある場合は、次の関係機関に連絡をし、相談をしてください。

- ・丹波健康福祉事務所（電話 0795-73-3765）
- ・発熱等受診・相談センター（電話 078-362-9980）

(2) 児童または保護者に、感染もしくは濃厚接触者が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、健康福祉事務所等からの発表では学校関係者であることが特定できませんので、速やかに学校まで連絡ください。

(上久下小学校 78-0504)

(3) 万が一、感染等の事態が起こった場合、人権への十分な配慮を心がけた冷静な対応をよろしくお願いいたします。